

人吉市公共工事請負契約約款及び人吉市公共工事関係業務委託契約約款の改正について

【施行期日】 令和5年4月1日（施行期日以後の入札又は見積り合わせから適用します）

【改正内容】

（１）保険証書・保証証書の電子化対応に伴う改正

受注者が、契約保証として履行保証保険契約を締結したとき及び前払金保証契約を締結したときは、保険証券・保証証書を発注者に「寄託」することとされているが、一定の電磁的措置を講じた場合も「寄託」したものとみなすため、条項を追加する。

※保険証書・保証証書の電子化につきましては、令和5年6月以降に運用開始する予定です。

詳細が決まりましたら、ホームページにて周知いたします。

【改正の対象】

人吉市公共工事請負契約約款、人吉市公共工事関係業務委託契約約款

（２）災害復旧工事中における損害発生時の受注負担軽減に伴う改正

「災害応急対策又は災害復旧に関する工事（※）」中の2次災害（不可抗力）による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1/100の受注者負担を求めないこととする。

（※）「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容（対象工事として以下を想定）

1. 災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
2. 発災直後の応急対策（災害協定に基づく契約又は指示により実施される工事や、維持管理契約内で指示を受けて対応する工事）

【改正の対象】

人吉市公共工事請負契約約款

（３）発注者の催告によらず解除することのできる要件拡大に伴う改正

公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、発注者の催告によらない解除権の対象を拡大する。

【改正の対象】

人吉市公共工事請負契約約款、人吉市公共工事関係業務委託契約約款